

帰国時の手続き

■市役所・区役所

日本での留学を終えて日本を出国する場合、居住地区の市（区）役所・支所にて、以下の手続きの必要があります。

○必要なもの

A.パスポート

B.在留カード

C.国民健康保険証

D.国民年金手帳（国民年金加入者のみ）

①転出の届出

住民登録担当窓口で転出の届出を行う。

※最初に「転出届」を住民登録担当窓口へ提出して下さい。国民健康保険や国民年金の脱退手続きより前に、この手続きが必要です。

②国民健康保険の脱退・清算手続き

居住する市区町村役所で国民健康保険の脱退手続きを行い、保険証を返却します。また、保険料の過不足を清算する必要があります。国民健康保険担当窓口で保険料を清算してください。

③国民年金の脱退（加入者のみ）

国民年金担当窓口へ脱退を申し出てください。

■入国管理局 活動機関に関する届出

帰国前に必ず「活動機関に関する届け出（参考様式1の2（離脱））」

<<https://www.moj.go.jp/isa/content/001343886.pdf>>に記入し、入国管理局に提出して下さい。書類の提出は入国管理局の窓口を持参するか、郵送、もしくは、入国管理局電子届出システム利用して、インターネットにより届出を行うことができます。

■銀行

銀行・郵便局の窓口に通帳とキャッシュカードを持参し、口座の解約手続きを行ってください。公共料金や各種支払いが郵便局や銀行の口座引き落としになっている場合、口座を解約する前に清算をするようにしてください。

■住居

帰国する1か月以上前、または、契約書に記載されている期日までに、家主または、不動産業者に退去の旨を伝え、契約の解除手続きをして下さい。部屋を退去するときは、入居時と同じように部屋をきれいにしましょう。家具や寝具などの大型ごみは粗大ごみとなります。居住地区の市役所に確認して処分して下さい。不法投棄は違法なので、気を付けてください。

■電気・ガス・水道

契約している電気・ガス・水道など解約手続きをし、料金を精算しましょう。

■携帯電話

各携帯電話会社のショップにて、解約手続きをしましょう。

■在留カード

留学期間が終了し日本を出国する時、空港で在留カードを入国審査官に返納してください。